

Y 1 法人

社員 B 1

当法人が、貴組合から平成29年11月6日付けで申入れのあった団体交渉に応じなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注：年月日は文書を交付した日を記載すること。)

- 3 被申立人法人は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

A 2 (以下「A 2」という。)は、被申立人 Y 1 法人 (以下「法人」という。)との雇用契約に基づき、常勤の事務員として、法人の事務所において勤務していたが、平成28年5月30日付けで法人を退職したとされ、6月1日以降は、申立外 C 1 会社 (以下「C 1 会社」という。)の従業員として取り扱われ、引き続き法人の事務所において勤務した。

A 2 は、29年7月から、体調不良を理由として、出勤しなくなった。8月、A 2 は、職場でパワーハラスメントを受けたなどとして、申立人 X 1 組合 (以下「組合」という。)に相談し、後日、組合に加入した。

組合は、10月11日付文書により、法人に対し、A 2 の有給休暇期間中の賃金の支払や同人の復職等を議題として団体交渉を申し入れたが、法人は、何ら回答しなかった。

10月20日、組合は、法人に電話で団体交渉を申し入れたが、法人の代表者

である B 1 弁護士（以下「B 1 弁護士」という。）は、「（健康）保険証を確認してください。」などと述べて通話を終了した。

組合は、11月6日付文書により、法人に対し、改めて団体交渉を申し入れたが、法人は、何ら回答しなかった。

本件は、組合が11月6日付けで申し入れた団体交渉に法人が応じなかったことが正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

29年11月6日付けで申し入れた団体交渉に応ずること。

第2 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人組合は、昭和35年に結成された労働組合であり、その「綱領・規約」の第4条において、組合の組織対象を「全国の法律、会計、特許、司法書士事務所及びこれらに関連する職場で働く労働者」と定めている。本件申立時の組合員数は約500名である。

【甲9、乙57、1審p4】

(2) 被申立人法人は、B 1 弁護士の父である B 2 弁護士（以下「B 2 弁護士」という。）の個人事務所を前身として、平成26年3月6日付けで設立された弁護士法人である。法人の事務所には、常勤の事務員であるA 2のほか、B 1 弁護士の母である B 3（以下「B 3」という。）等が非常勤の事務員として勤務していた。

【乙33・44】

(3) 申立外C 1会社は、28年1月29日付けで設立され、経営コンサルタント業務、各種調査・文書作成の補助業務等を行う株式会社である。C 1会社の設立当初は、B 1 弁護士がその代表取締役役に就いたが、28年12月29日付けで B 3 が代わって代表取締役役に就任し、同弁護士は代表取締役を辞任して代表権のない取締役となった。また、C 1会社の本店所在地は、設立当初、法人の事務所の所在地と同一であったが、29年1月1日付けで、B 1 弁護士及び B 3 の住所地に移転した。

【甲6、乙56、1審p33・37～38、審査の全趣旨】

2 A 2 の雇用契約の状況等

(1) A 2 と B 2 弁護士及び法人との雇用契約

ア A 2 は、22年12月21日付けで、個人事務所を開設していた B 2 弁護士との間で雇用契約を締結し、事務員として勤務した。

イ 26年3月6日、B 2 弁護士と B 1 弁護士の2名を各自代表権のある社員として、法人が設立された。

A 2 は、12月21日付けで B 2 弁護士の個人事務所を一旦退職し、27年1月5日付けの法人との間の雇用契約により、法人の事務所において従前と同様の業務を継続した。

28年5月23日、病气療養中であった B 2 弁護士が死去し、法人の社員たる弁護士は B 1 弁護士のみとなった。

【乙1の1・10・28・31～33・41～44、争いのない事実】

(2) C 1 会社の設立

B 1 弁護士は、税理士法第51条第1項の規定に基づき、所属弁護士会を経て、28年1月29日付税理士業務開始通知書を東京国税局長及び関東信越国税局長に提出し、いわゆる通知税理士として税理士業務を開始した。

同じ1月29日付けで、C 1 会社が設立された。C 1 会社は、上記1(3)のとおり、設立当初の本店所在地は法人の事務所の所在地と同一であり、同社の代表取締役には B 1 弁護士が就任した。

B 1 弁護士は、本件手続において、自らの弁護士業務における案件には税務に関わるものも多かったため、自らが税理士を兼ねることにより総合的に処理することを可能としたかったが、弁護士法人である法人は税理士業務を行うことができないため、弁護士業務及び税理士業務に関連する事務作業等を一括して外部委託する形式とすべく C 1 会社を設立した旨を説明している。

【甲6、乙29・30・45、1審p33・42～45、審査の全趣旨】

(3) A 2 と C 1 会社との雇用契約及び同人の勤務の状況

A 2 は、28年5月30日付けで法人を退職したとされ、6月1日付けで C 1 会社の従業員として取り扱われ、B 1 弁護士の行う弁護士業務に関連する補助的な事務のほか、税理士業務及び各種コンサルタント業務に関連する補助的な事務をも行うようになった。

6月1日以降、A2の給与はC1会社が支払い、健康保険及び厚生年金保険関係手続並びに中小企業退職金共済制度関係手続においても、同人は同社に雇用される者として取り扱われている。

もっとも、A2は、法人からの退職及びC1会社への就職の前後を通じて、法人の事務所において、主にB1弁護士の指揮命令に従って業務を行い、身分の証明を要求される場合には法人に所属している旨の法律事務所職員身分証明書を使用していた。

【甲7、乙1～9・29・30・34～39・54の1・56・62・63、1審p33・37、審査の全趣旨】

3 A2の組合加入及び組合と法人とのやり取り

(1) A2の組合加入

A2は、29年7月19日以降、体調不良を理由として出勤しなくなった。

8月9日、A2は、職場でパワーハラスメントを受けたなどとして組合に相談し、後日、組合に加入した。

相談の際、A2は、自らの勤務先について、業務委託先^{〇〇}であるとして法人を挙げた。

【甲10、1審p5～8・11～12、争いのない事実】

(2) 組合の団体交渉申入れ及び法人の対応

ア 組合は、法人に対し、10月11日付「組合公然化の通知並びに要求書」及び「団体交渉申入書」を郵送した。

前者の書面には、A2が組合員であることが記載され、要求事項として、要旨、同人が有給休暇を取得した7月21日から9月6日までの期間について賃金を支払うこと、これ以降の同人が出勤していない期間を休職として取り扱うこと及び同人の復職に協力することの3点が記載されるとともに、組合の連絡担当執行委員として A3（以下「A3」という。）の氏名が、その連絡先としてA3が事務職員として勤務するC2法律事務所 の所在地、電話番号等に加えて同事務所のドメイン名が付されたA3のメールアドレスが記載されていた。また、後者の団体交渉申入書には、上記要求事項等を議題とする旨が記載されていた。

法人は、これらの書面に対し、何ら回答しなかった。

イ 10月20日、A 3は、法人に電話し、電話に出たB 1弁護士に団体交渉を申し入れた。

これに対し、B 1弁護士は、「(健康)保険証を確認してください。」などと述べて通話を終了した。

その数分後、A 3は、再度法人に電話したが、留守番電話に切り替わったため、保険証を確認した旨及びA 2のC 1会社への転籍は無効である旨を録音した。

ウ 組合は、11月6日付けで、前記アの10月11日付「組合公然化の通知並びに要求書」に記載した要求事項に関すること及びA 2の労働条件に関する一切の件を議題とする団体交渉の開催を求める旨の通知書を、内容証明郵便により法人宛てに送付した。この郵便は11月8日に法人に到達した。

法人は、この書面に対し、何ら回答しなかった。

エ 11月16日及び同月17日、A 3は、法人に電話したが、B 1弁護士は不在であった。

その後、本件申立てに至るまで、法人は、組合に何ら連絡しなかった。

【甲3～5・8・9、乙19・58、争いのない事実、審査の全趣旨】

4 本件申立て及びその後の事情

(1) 30年1月16日、組合は、当委員会に対し、本件不当労働行為救済申立てを行った。

(2) 7月10日、A 2は、法人、B 1弁護士及びB 3を被告として、未払賃金等を請求する訴訟を提起した。これに対し、31年1月11日、法人、B 1弁護士、B 3及びC 1会社は、法人とA 2との間に29年5月31日以降雇用関係がないことの確認等を請求する反訴を提起した。

これらの訴訟は、本件結審日(令和元年11月11日)現在、東京地方裁判所に係属している。

【甲8、乙16・47～49・51・55・61・66・67、1審p17～20・23～26・28～30・51・57、審査の全趣旨】

(3) A 2は、本件結審日に至るまで、体調不良を理由として出勤していない。なお、A 2は、29年7月分から継続して、健康保険の傷病手当金の支給

申請を行っている。この申請書の事業主記入部分への記載については、30年1月以降、組合を介してC1会社に依頼している。

【乙8・12・17・22、審査の全趣旨】

第3 判 断

1 却下を求める法人の主張について

(1) 被申立人法人の主張

組合は、法律事務所、会計事務所及び特許事務所の従業員を組織する労働組合であるが、A2は、一般の民間企業であるC1会社に雇用されている者であるから、組合員資格がないはずである。

したがって、組合自体が申立適格を欠くから、本件申立ては却下されるべきである。

(2) 当委員会の判断

組合員の範囲は、そもそも組合が自主的に決定すべきものであるから、使用者が介入すべきものではないことに加え、A2がC1会社の従業員であるとしても、同社は、B1弁護士が自らの弁護士業務及び税理士業務に関連する事務作業等を一括して外部委託する形式とするために設立した会社であり（第2. 2(2)）、A2は、組合が「綱領・規約」第4条で定める「全国法律、会計、特許、司法書士事務所及びこれらに関連する職場で働く労働者」（同1(1)）に当たると解することができるのであるから、法人の主張は採用できない。

2 組合が平成29年11月6日付けで申し入れた団体交渉に法人が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かについて

(1) 申立人組合の主張

法人は、組合の団体交渉申入れに対し、電話口で健康保険証を確認してほしい旨を回答したのみで交渉に応じておらず、これを拒否する正当な理由もない。法人が、団体交渉申入れの時点でA2との雇用関係が存在しないと考えていたのであれば、その旨を団体交渉で主張すればよいはずである。

なお、組合では、当該組合員の勤務先の所在地に応じて、組合員である執行委員の中から案件に対応する者を決定しており、当然、A3も組合の

組合員として交渉に当たっているものである。

(2) 被申立人法人の主張

ア 法人がA2の使用者に当たらないことについて

A2の使用者は、C1会社である。実際に、28年6月1日以降、A2の給与はC1会社が支払い、健康保険及び厚生年金保険関係手続並びに中小企業退職金共済制度関係手続においても、同人は同社に雇用される者として取り扱われている。

したがって、法人は、A2の使用者には当たらないから、組合が申し入れた、同人の労働条件についての団体交渉に法人が応じなかったことには正当な理由がある。

イ その他の団体交渉拒否の正当な理由について

組合は、A2の転籍は無効であると主張しつつ、同人がC1会社の従業員であることを前提として、健康保険の傷病手当金の支給申請手続等について同社に事業主として協力するよう求めているのであって、その主張が一貫せず、また、同人の利益にも合致していないことも、法人が団体交渉に応じない正当な理由であるといえる。

また、組合の執行委員であるA3は、法律事務所の事務職員でありながら、法人に対しA2の転籍無効等を前提とする交渉を要求した。このことは、弁護士でない事務職員が事件の内容に立ち入る交渉を行おうとするものであって、弁護士法で禁止される非弁提携又は非弁行為である可能性が高く、法人としては、代表者であるB1弁護士が交渉に応ずること自体が弁護士法及び弁護士職務基本規程上の問題になると解釈せざるを得なかったから、団体交渉を拒絶したものである。

(3) 当委員会の判断

ア 法人がA2の使用者に当たらないとの法人の主張について

法人は、組合が29年11月6日付けで申し入れた団体交渉に応じていない(第2.3(2)ウエ)。このことについて、法人は、A2の使用者はC1会社であり、法人は使用者に当たらないから、団体交渉に応じなかったことには正当な理由があると主張する。

確かに、28年6月1日以降、A2の給与はC1会社が支払い、健康保

険及び厚生年金保険関係手続並びに中小企業退職金共済制度関係手続においても、同人は同社に雇用される者として取り扱われている（第2.2(3)）。

しかし、C1会社は、B1弁護士が自らの弁護士業務及び税理士業務に関連する事務作業等を一括して外部委託する形式とするために設立した会社である（第2.2(2)）。また、A2は、C1会社の従業員として取り扱われるようになった以降も、引き続き法人の事務所において、同弁護士の業務指示により、税理士業務に関連する補助業務のみならず法人の弁護士の業務に関連する補助業務にも従事していた（第2.2(3)）。なお、12月29日以降、C1会社の代表取締役はB3に代わったが（第2.1(3)）、B3は、B1弁護士の母であり、法人においては事務員として勤務していたものであるし（同1(2)）、また、C1会社の業務はB1弁護士の弁護士業務及び税理士業務に関連する業務であるから、実質的には、法人の代表者及びC1会社の取締役を兼ねるB1弁護士が引き続きC1会社を運営していることが明らかである。

以上からすると、法人とC1会社とは、形式的には別法人であっても、事実上一体として、A2を使用して法人の業務及びB1弁護士の税理士業務等を行い、法人の代表者及びC1会社の取締役を兼ねるB1弁護士が、A2の労働条件を支配し決定していたとみるのが相当である。

したがって、法人は、A2の労働条件に係る団体交渉に応ずべき立場にあったというべきであり、同人の使用者はC1会社であるから法人には団体交渉応諾義務がないなどという法人の主張は、到底採用することができないから、法人が使用者でないことを理由として団体交渉に応じなかったことに正当な理由は認められない。

イ その他の法人の主張について

法人は、本件手続において、組合が、A2の転籍は無効であると主張しつつ、A2がC1会社の従業員であることを前提とする要求を行って、その主張が一貫せず、また、A2の利益にも合致していないことも、団体交渉に応じない正当な理由であると主張する。

また、法人は、本件手続において、組合の執行委員であるA3が、法

律事務所の事務職員でありながら、事件の内容に立ち入る交渉を行おうとしており、弁護士法で禁止される非弁提携又は非弁行為である可能性が高く、法人がこの交渉に応ずること自体が弁護士法及び弁護士職務基本規程上の問題になると解釈せざるを得なかったから、団体交渉を拒絶したとも主張する。

しかし、A 2 及び組合が、A 2 と法人との雇用関係の存在を主張しつつも、A 2 が当面の生活を維持するために、C 1 会社を事業主として傷病手当金の支給申請を行うこと自体は理解できるし、また、A 3 は、本件については、法律事務所の事務職員としてではなく、労働組合の交渉担当者として A 2 の労働条件に関わる団体交渉を求めているのであるから、法人の主張は、いずれも採用することができない。

ウ 以上のとおり、法人は、A 2 の労働条件に係る団体交渉に応ずべき立場にあったにもかかわらず、組合が29年11月6日付けで申し入れた団体交渉に応じておらず、法人が主張する団体交渉拒否の理由は、いずれも正当な理由とは認められないのであるから、法人の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

3 救済方法について

組合は、前記第1の2のとおり、団体交渉の応諾を求めているが、本件に係る一切の事情に鑑みると、本件の救済としては、団体交渉の応諾に加えて文書交付をも命ずるのが相当である。

第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、法人が、組合が平成29年11月6日付けで申し入れた団体交渉に応じなかったことは、労働組合法第7条第2号に該当する。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

令和2年2月18日

東京都労働委員会

会 長 金 井 康 雄